

事 務 連 絡
令和3年8月20日

埼玉県里親会 様

埼玉県福祉部こども安全課長 松井明彦

緊急事態宣言に関連した児童養護施設・里親家庭での感染防止対策の
再徹底等について（依頼）

県の児童福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、本県の緊急事態宣言の期間が令和3年9月12日まで延長されました。

県内の児童養護施設等においても新型コロナウイルスの新規感染者が発生しており、予断を許さない状況です。

については、下記の感染防止対策について、再度徹底いただきますようお願いいたします。

貴会におかれましても会員に研修や情報提供を行うなど関係機関と連携して感染防止対策を行っていただきますようお願い申し上げます。

また、当課ホームページには、児童養護施設等の新型コロナウイルス感染症対策に係る情報を掲載しておりますので御参照ください。

<県こども安全課ホームページURL>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0608/jidou-shisetsu/corona-shisetu.html>

記

1 感染防止対策の再徹底の呼びかけ

こまめな手洗い、アルコールによる手指消毒、マスクの着用、定期的な換気、三蜜回避、自身の健康観察、分散休憩、昼夜を問わずマスク飲食・黙食

2 ワクチン優先接種の推進

埼玉県・各市町村において、エッセンシャルワーカーへのワクチン優先接種を実施しています。里親に対してワクチン接種を促してください。

※埼玉県ワクチン接種センターHPアドレス

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/seshusha.html>)

担当 養護担当 大熊
電話 048-830-3331